



ニセコ町宿泊税活用事業補助（概要）

●目的

- ・ニセコ町の景観と環境を保全し、リゾート地としての魅力を高める
- ・町民生活と調和した持続可能な観光振興を図る

●対象者 町内に施設等を有する

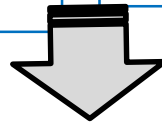
- ・**宿泊事業者** ・**飲食業者** ・宿泊客が利用する**観光施設**の管理運営者

●対象事業1〈通常分〉

- (1) 地域貢献に資するイベント
- (2) 観光DX推進
- (3) 災害対応強化
- (4) 観光マナー啓発
- (5) 人材育成
- (6) その他

●対象事業2〈宿泊税改正分〉

- (1) 新規システムの導入経費（イニシャル）
 - (2) 既存システムの改修経費（イニシャル）
 - (3) 上記イニシャルが発生しない場合のシステム利用料（ランニング）
- ※ (1) (2) (3) は併用不可



1事業者につき、一会計年度内で**上限400万円**まで組合わせ可能です
※ただし、町の予算の範囲内に限ります



ニセコ町宿泊税活用事業補助（概要）

●申請時の確認事項（すべてに該当）

- ・申請時点において、町税等を滞納していないこと
- ・事業実施にあたり、ニセコ町宿泊税を活用していることを明示すること
- ・**町の観光政策に協力すること**（宿泊税申告書の閲覧、観光入込調査等）
- ・虚偽申請等の不正があった場合は返還すること 等

●地域との調和に関する事項（どれか1つに該当。各項目ごとに具体的内容を記述）

- ・施設等が所在する地域コミュニティ（町内会等）に参加または協力している
- ・施設等が所在する地域のボランティア活動等に参加または協力している
- ・**観光マナーや「ニセコルール」等の地域ルール**について、従業員へ順守させ、お客様へ周知・啓発している



目的のひとつである”町民と調和した持続可能な観光振興”を図るため、
町の観光施策や地域ルールへの協力について同意が必要です

ニセコ町宿泊税活用事業補助（概要）

●補助メニュー①〈通常分〉

対象事業		上限額	補助率
地域貢献に 資するイベント	①新規イベントの実施（単独実施）	100万円	1/2以内
	②新規イベントの実施（3者以上連携の場合）	250万円	2/3以内
	③既存イベントの実施（強化等を図る場合）	100万円	1/2以内
観光DX	④宿泊施設におけるセルフチェックイン機等 省人化を目的としたシステムのイニシャルコスト	100万円	2/3以内
	⑤上記システム等についてイニシャルが発生 しない場合のランニングコスト（④と併用不可。導入 日から1年以内の期間に限る）	50万円	2/3以内
災害対応強化	⑥災害対応強化に係る備品・物品	100万円	1/2以内
観光マナー啓発	⑦観光マナーや環境保全に係る備品・物品	10万円	1/2以内
人材育成	⑧スタッフの人材育成に係る研修等の実施	50万円	2/3以内
その他	⑨その他町長が認めるもの	—	—



ニセコ町宿泊税活用事業補助（概要）

●補助メニュー2〈宿泊税改正分〉

対象事業	上限額	補助率
①町の宿泊税条例改正等に伴い発生する新たなレジシステム等の構築並びにハードウェア及びソフトウェアの導入に係る経費（イニシャルコスト）	1施設 150万円	10/10
②町の宿泊税条例改正等に伴い発生する既存システムの改修等に係る経費（イニシャルコスト）	1施設 150万円	10/10
③上記システム導入又は改修等について、イニシャルコストが発生しない場合の利用料等（①②と併用不可。導入日から1年以内の期間に限る）	1施設 50万円	10/10

（※上記の申請期間はニセコ町宿泊税条例の施行日を含む年度から翌年度まで）



宿泊税改正分は100%補助とします

通常分は、国又は北海道の補助金と併用できる場合がありますので、

申請前に商工観光課までご相談ください